

# 令和2年度 保安講習会

令和2年10月5日、6日、7日 山口県セミナーパーク

## 目 次

- 1 令和2年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針
  - 2 業務主任者の職務
  - 3 立入保安指導結果
  - 4 液化石油ガス関係手続
  - 5 LPガス料金透明化について
  - 6 液化石油ガス法関係事故概要  
及び一酸化炭素中毒事故防止について
- 参考 最近の法令改正について



# 1 令和2年度液化石油ガス販売事業者等 保安指導方針

2019年の全国のLPガス事故の発生件数は、198件と前年に比べ減少したものの、本県においては、4件と高止まりの状況にあり、大変憂慮すべき状況にある。

また、2019年度の県の立入保安指導において、定期点検・調査・周知等の保安業務の未実施や保安教育の未実施といった法令違反が、一部の事業者で確認されており、事業遂行の前提である法令の確実な遵守が徹底されていない状況にある。

このため、LPガス消費者保安及び自主保安促進の観点から、本年度も引き続き、LPガス販売事業者、保安機関及び特定LPガス設備工事事業者に対し、次に掲げる2項目を重点的に指導・要請する。

**1 事故防止対策の徹底**

**2 法令遵守の徹底**

## 令和元年事故の発生状況

### (1) 全国の事故発生状況

区分	発生件数	発生状況
LPガス事故	198件	前年(211件)と比べて、13件減少し、過去3年の平均(182件)を上回った。
B級以上事故	(1件)	
死者数	0人	前年(1人)から、1人減少。
傷者数	31人	前年(46人)より、15人減少。 ※液石法公布の1967年以降、最少人数
CO中毒、酸欠事故	0件	前年(7件)から、7件減少。 ※液石法公布の1967年以降、初めて0件
死者	0人	

### (2) 山口県の事故発生状況

8年連続となる他工事業者による事故については、一般消費者等からLPガス販売事業者に対し、事前連絡のないまま行われた作業中に発生したものであった。一歩間違えれば爆発火災にもなりかねず、LPガス販売事業者と一般消費者等との緊密な意思疎通が極めて重要である。

#### 2019年 県内事故 全4件

8月9日	他工事業者によるLPガス配管の損傷による漏えい
12月9日	製造不良による中間ガス栓からの漏えい
12月12日	経年劣化によるガスコード接続部からの漏えい
12月26日	地盤沈下による配管からの漏えい

# 1 事故防止対策の徹底

- LPガス事業者以外の者が行う建設工事等（特に上下水道工事）によるガス管損傷事故等を防止するため、LPガス販売事業者はLPガス事業者以外の者が行う建設工事等の前に確実に連絡を取り合えるよう、一般消費者等との信頼関係の構築に努めること。また、LPガス設備周辺への連絡先の表示等により建設工事等を行う者の注意を喚起するよう努め、工事には積極的に立ち会うこと。
- 一般消費者等が正しいLPガスや関連機器の取扱方法を理解し実行できるよう、また、高経年化した埋設管や燃焼器用ホース等の適切な維持管理の必要性について、周知活動等により保安意識の向上を図り、一般消費者等に起因した事故の防止に努めること。

## 立入保安指導重点事項

### ◎他工事業者に起因する事故の防止

（一般消費者等との信頼関係構築や、工事への積極的な立ち合い）

## 2 法令遵守の徹底

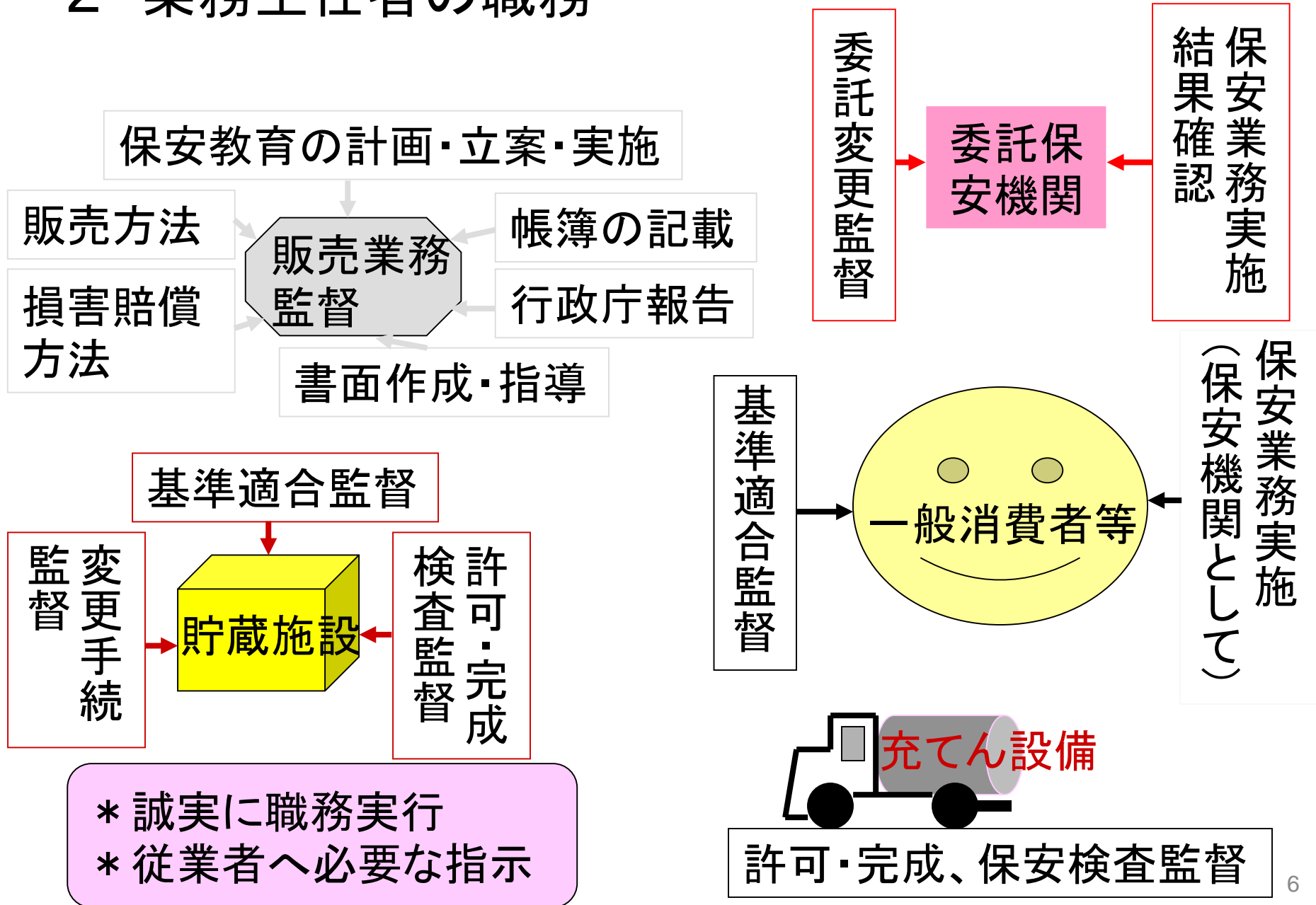
- 定期点検・調査の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の氏名の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。また、訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、事前連絡、日程調整、曜日時間帯の変更等により訪問時に不在である確率を減らすよう努めること。
- 従業者に対する保安教育を確実に実施するとともに、LPガス関連団体が主催する講習会・防災訓練等に積極的に参加し、自主保安の向上に努めること。

立ち入り保安指導重点事項

◎定期点検・調査の確実な実施

(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

## 2 業務主任者の職務



# 業務主任者及び代理者の選任

規則第22条及び第25条

## ○ 業務主任者

※講習受講要  
初回3年以内  
以後5年以内

販売所ごとに

一般消費者等
< 1,000戸 1人以上
1,000戸 ≤ N < 3,000 2人以上
以降2,000戸 増す毎に1人加算

## 業務主任者を選任

資格

第二種販売主任者  
免状所有者で  
販売の実務経験  
6ヶ月以上

登録行政庁に  
遅滞なく届出  
※解任も同様

## ○ 業務主任者の代理者

販売所ごとに

業務主任者代理者を選任	
資格	第二種販売主任者の免状所有者で 販売の実務経験が6ヶ月以上
	KHKの講習を終了し6ヶ月以上の 販売の実務経験があり18歳以上

# 液化石油ガス法の目的

一般消費者等が消費する液化石油ガス

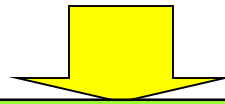
## 【直接目的】

- ・液化石油ガスによる災害を防止
- ・液化石油ガスの取引を適正化



## 【手段(規)】

- ・液化石油ガスの販売を規制
- ・液化石油ガス器具等の製造、販売等を規制

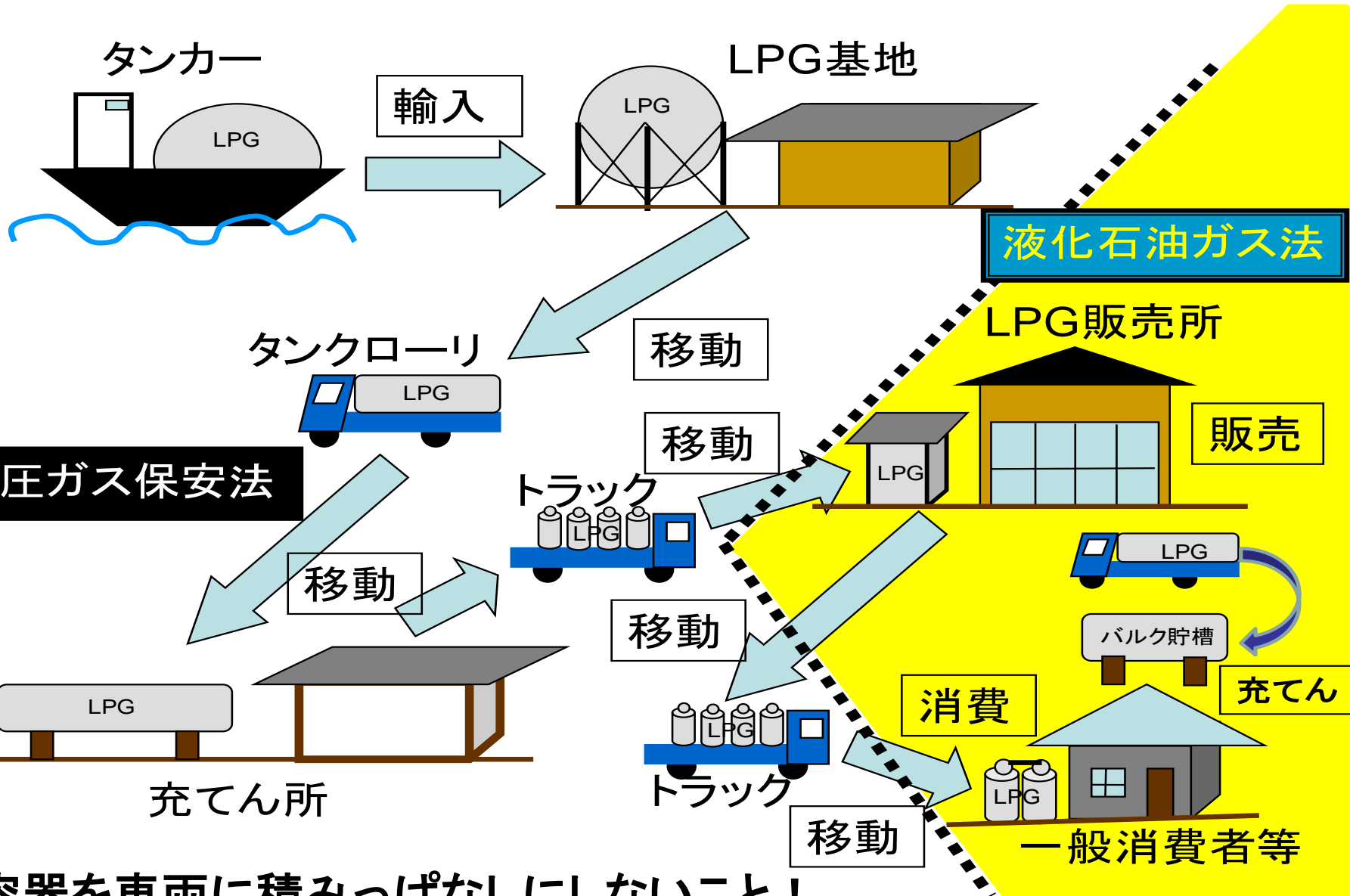


## 【最終目的】

- ・公共の福祉を増進







高圧ガス保安法

液化石油ガス法

容器を車両に積みっぱなしにしないこと！  
(液石則第19第2号イ)

# 一般消費者等とは

## 生活用の燃料

\* 調理



\* 風呂



\* 洗面

\* 暖冷房

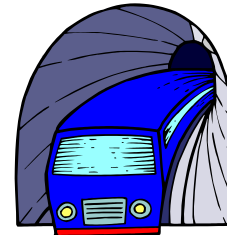
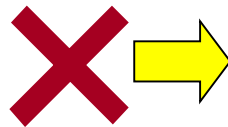


自動車用燃料

## 生活用の燃料に類似しているもの

\* 業務用の料理飲食の調理用

\* 業務用(ホール等)の暖冷房用



これらの中の液化石油ガスは除く。

\* サービス業(クリーニング等)の  
蒸気、温水発生用

# 保安機関・保安業務

法第27条～29条、  
規第27条～29条

販売事業者(保安機関として認定)

委託

認定された(専  
業の)保安機関

- \* 供給設備点検(販売  
事業者へ通知)
- \* 消費設備調査(一般消  
費者等へ通知)
- \* 周知
  - ・ 燃焼器の適応性
  - ・ 燃焼器の設置、換気
  - ・ 消費設備の管理、点検
  - ・ 消費設備の変更(連絡)
  - ・ 災害発生(措置、連絡)

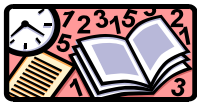
## 保安業務区分

- \* 供給開始時点検・調査
- \* 容器交換時等供給設備  
点検
- \* 定期供給設備点検
- \* 定期消費設備調査
- \* 周知
- \* 緊急時対応
- \* 緊急時連絡

実施(他人への委託不可)

実施

一般消費者等



## 保安機関

- ・ 供給開始時の供給設備点検、消費設備調査記録
- ・ 容器交換時等の供給設備点検記録
- ・ 定期供給設備点検記録
- ・ 定期供給設備点検を行わなかった場合の記録
- ・ 定期消費設備調査記録
- ・ 定期消費設備調査を行わなかった場合の記録
- ・ 周知の記録
- ・ 緊急時対応記録
- ・ 緊急時連絡記録

## 販売事業者

- ・ 販売記録
- ・ 書面の交付記録
- ・ 保安業務の委託内容
- ・ 貯蔵施設、特定供給設備の異常記録
- ・ バルク貯槽の検査記録
- ・ バルク貯槽の附属機器の検査記録
- ・ バルク容器の機器の検査記録

## 充てん事業者

- ・ 充てん記録
- ・ 保安検査受検記録
- ・ 充てん設備の異常記録

## 販売業者等の周知 させる義務

### 高圧ガスの種類

- \* 溶接、熱切断用の**液化石油ガス**
- \* 燃料用の**液化石油ガス**

### 高圧ガスによる災害発生防止のための、

- \* 消費設備に対するガスの適応性
- \* 消費設備の操作、管理、点検
- \* 消費設備の使用場所
- \* 消費設備の変更
- \* ガス漏れ等の緊急時の措置、連絡

購入して消費する者（第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者を除く。）

\* 自ら製造したガスを自らの製造事業所で販売する第一種製造者

\* 販売業者

保安業務資格者

全ての消費設備の全項目の調査

- ・液化石油ガス設備士
- ・製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状等)取得者
- ・販売主任者免状(第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状)取得者(業務主任者を含む。)
- ・業務主任者の代理者資格取得者
- ・保安業務資格者(保安業務員)

・調査員

質量販売の容器、調整器に係る「最初の引渡し時・月1回(引渡さない月を除く。)以上の調査」のみ!

### 3 令和元年度立入保安指導結果

1 立入保安指導による主な指摘事項等

2 立入保安指導結果

# 立入保安指導による主な指摘事項等

項 目	内 容
保安教育・保安体制の不備	従業者に <b>保安教育</b> を施していない。
業務主任者法定再講習	業務主任者が法で定められている <b>期限内</b> に、再講習を受講していない。
定期供給設備点検及び定期消費設備調査	定期供給設備点検及び定期消費設備調査が実施されていない。
供給開始時点検・調査	調整器の調整圧力及び閉塞圧力、燃焼器入り口圧力が <b>記録</b> されていない。
周知	一般消費者等に対する周知を適切に実施していない。
質量販売おける容器容量	8kgを超える容量の容器で質量販売を行っている。
14条書面の交付	法第14条に基づく書面の交付を行っていない。
帳簿の記載	帳簿に定められた事項を記載していない



# 令和元年度立入保安指導結果

販売所の立入状況	件数(30年度の件数)
立入販売所等	139(159)
指摘販売所	5( 19)
指摘件数	10( 12)
指 摘 事 項	件数(30年度の件数)
保安業務の不備(供給開始時・定期点検調査、周知・緊急時対応他)	5 ( 3)
保安教育未実施、教育記録不備	2 ( 4)
法第14条書面の未交付(新規契約者、変更事項、質量販売時)	2 ( 1)
業務主任者法定再講習未受講	0 ( 2)
帳簿類・埋設管管理台帳等の未整備、一部未記載	0 ( 1)
その他(業務主任者の職務、販売所への標識の掲示 等)	1 ( 1)

# 令和2年度立入保安指導結果(9月現在)

- ・供給設備、消費設備の点検調査不備。
  - 漏えい試験等の**圧力**の再確認を！！！！
  - 記入漏れも確認！！！！
- ・規則第132条報告の期限超過をしての提出。
  - 6月末**までに必ず提出を！！！！
- ・自記圧力計の比較検査
  - 6月に1回以上**、比較検査を実施！！！！
- ・業務主任者法定再講習の未受講
  - 法定内期限内に確実に受講のこと！！！！

## 4 液化石油ガス関係**手続**(主なもの)

### 1. LPガス販売事業関係

○LPガス販売事業を開始したい



**販売事業登録申請**  
(各所管先へ)

○代表者が変更になった※  
○名称、住所が変更になった  
○委託先の保安機関が変更になった



**販売所等変更届を提出**  
(注)

○合併等により住所表記が変更になった場合でも、提出してください。  
○委託先→自社に変更されても、提出してください。

○業務主任者(代理者)の選任・解任をしたい



**業務主任者選任・解任届を提出**

※代表者の変更は、法人のみです。個人の場合は、承継等の別手続きとなります。

## 2. 保安業務関係

○保安機関の認定を受けたい



**保安機関認定申請(各所管へ)**  
(注)同時に保安業務規程認可申請書を提出してください

○保安機関の代表者※、住所を変更したい



**保安機関変更届を提出**

○一般消費者等の数を増やしたい。



**一般消費者等の数の増加認可申請書を提出**  
(注)減少の際にも届書を提出してください

※代表者の変更は、法人のみです。個人の場合は、承継等の別手続きとなります。

### 3. 液化石油ガス設備工事関係

○工事事業を開始したい →

特定液化石油ガス設備工事事業  
開始届を提出  
(注)事業開始日から30日以内に知事に届出

○代表者、住所を変更したい →

特定液化石油ガス設備工事事業  
変更届を提出

(注) 液化石油ガス設備工事関係の届出については、各事業所単位での届出となります。

## 4. その他の届出

事業を廃止したい



廃止届を提出。提出の際には、当初の登録証、認定証、受理書を添付してください。

132条報告の提出



6月末日までに提出してください。  
(4月上旬には、通知します。)

### ○高圧ガス保安法関係

工業用でLPガスの販売をしたい



高圧ガス販売事業届、高圧ガス販売主任者届の提出

※各提出書類には、添付しなければいけない書類があります。ご不明な点がありましたら、県消防保安課産業保安班へご連絡ください。  
(TEL:083-933-2374、FAX:083-933-2408)

## 5. LPガス料金透明化について

# 電力・都市ガスの小売自由化

(H28, 4)

(H29, 4)



## LPガスの小売取引の適正化

平成28年2月に経済産業省の審議会である総合資源エネルギー調査会の下に「**液化石油ガス流通ワーキンググループ**」(LPガスWG)を設置し、LPガス料金の透明化に向けた対応策等について審議。



料金透明化等に向けた個々の課題について、今後、国が具体的な対応策を講じていく際の基本的方向性を整理し、**平成28年5月に報告書**がとりまとめられた。



# LPガスWG報告を踏まえた具体的措置



- (1) ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化
- (2) 賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進
- (3) 液石法第14条書面交付時の透明化の促進
- (4) LPガス料金値上げ時の透明化の促進



国(資源エネルギー庁)において、以下の措置を講じられた。

- (1) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
施行規則」(液石法省令)の一部改正
- (2) 「液石法省令の運用及び解釈の基準について」(運用・解釈通達)  
の一部改正
- (3) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(取引適正  
化ガイドライン)の制定

# I : 液石法第14条書面交付時の透明化の促進

これまでも



LPガス販売事業者は**消費者とLPガスの販売契約を締結したときは**、  
液石法第14条及び同法施行規則第13条に基づき、  
○LPガスの価格の算定方法などの料金に関する事項  
○消費設備の所有権がLPガス販売事業者にある場合の販売契約解除時における消費設備の精算額  
などを記載した**書面を交付**することとなっている。

## 【書面への記載内容】

- 液石法第14条第1項
- 施行規則第13条第1項～第10項



特に料金の算定方法を**詳細に**記載するよう通達の改正が行われた。

## Ⅱ：賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進



**「法令施行規則の運用及び解釈の基準について」(運用・解釈通達)を改正し、LPガス料金に設備費用等が含まれている場合には、液石法第14条書面の中で明記する必要があることを明確化**

**＜液石法省令第13条(書面の記載事項)関係＞**

**①なお、例えば賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。**

## 「<液石法省令第13条(書面の記載事項)関係>(つづき)

②「**算定の基礎となる項目についての内容の説明**」とは、基本料金・従量料金(場合により、その他の設備の利用料等)等にはどのような費用が含まれるか(例えば、基本料金には、ポンベ・メーター等の固定費を回収するものである等)についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額(合計額)を記載すること。

③「**価格の算定方法**」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法(例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等)のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。

## Ⅲ：LPガス料金値上げ時の透明化の促進



① 液石法省令第16条(販売の方法の基準)を改正(十五の二を追加)  
し、一般消費者等に料金を請求するときは、その算定根拠を通知する  
ことを義務付け

(販売の方法の基準)

第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準  
は、次の各号に掲げるものとする。

十五の二

一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の  
一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の  
一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

② 液石法省令第16条(販売の方法の基準)を改正を受けて、**運用・通達解釈を改正し**、一般消費者等への料金算定根拠の通知は、液石法第14条書面に記載されている「算定の根拠となる項目」ごとの金額やLPガスの使用量等を記載することとし、原則として書面で通知する必要があることなどを明示。

### ＜第16条(販売の方法の基準)関係＞

・ 第15号の2に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

## ＜第16条(販売の方法の基準)関係＞(つづき)

- ・ 一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金等を請求するごとに通知する必要がある。
- ・ また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法(口頭による通知は除く)により通知することとする。なお、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

## IV: LPガス販売契約終了時のルール化



**運用・通達解釈を改正し、液石法省令第16条に定める供給設備の撤去に係るルールの解釈をより明確化**

＜第16条(販売の方法の基準)関係＞

※第15号の3(新事業者に対するルール)に関して

・ 供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の3中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる。



## ＜第16条(販売の方法の基準)関係＞(つづき)

### ※第15号の3(新事業者に対するルール)に関して

- ・したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方向的に撤去した場合には、第15号の3の規定に違反することになる。
- ・なお、自らの判断により、相当期間を経過したことをもって他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方向的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。

# 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(取引適正化ガイドライン) について

## (1) 標準的な料金メニュー等の公表

液化石油ガス販売事業者は、標準的な料金メニュー(平均的な使用量に応じた月額料金例)を公表する必要がある。

標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧できるよう、自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法により行う必要がある。

## (2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明

一般消費者等が液化石油ガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、一般消費者等に対して液石法第14条に定める書面を交付するときに、当該書面に記載されている事項のうち次の事項について説明を行うことが必要である。また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、液化石油ガス販売事業者から説明を受けた旨を、一般消費者等による署名等が付された書面により確認することが必要である。

### <説明事項>

液石法施行規則第13条第5～9号に定める事項

# 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(取引適正化ガイドライン) について

## (3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として**変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前までに**、一般消費者等に対して、**検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面を添付して通知する必要がある。**(あらかじめ料金変動を考慮した契約を結んでいる場合等は当該料金が適用される前日まで)

なお、一般消費者等に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、**変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。**

## (4) 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

集合住宅入居予定者を含め、一般消費者等から寄せられる液化石油ガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理する必要がある。このため、**一般消費者等から寄せられた苦情等の記録簿(苦情等の受付日、内容及び処理状況等を記録したもの)を作成し処理状況を管理する必要がある**とともに、苦情等を適切かつ迅速に処理できるよう、例えば苦情等の受付窓口を設けるなど、必要な体制を整備することが望ましい。

# 料金透明化に関する事項のヒアリング結果

令和2年8月末現時点で有効な回答を得られた54事業所についての集計

## Q. 法令改正・取引適正化ガイドラインを知っていますか？

	内容を把握している	内容が不明確、知らない
法令改正	54	0
取引適正化ガイドライン	54	0

## Q. 各項目の対応状況は？

	対応済or 対応予定	未対応 (時期未定含む)	その他 (未回答含む)
算定根拠通知(法令事項)	53	1	0
新14条書面の導入	51	3	0
料金メニュー公表	51	3	0
14条書面交付時の説明	54	0	0
料金変更時の事前通知	54	0	0
苦情対応(帳簿)	47	7	—

## 6 液化石油ガス法関係

### 事故概要及び一酸化炭素中毒事故防止について (山口県)

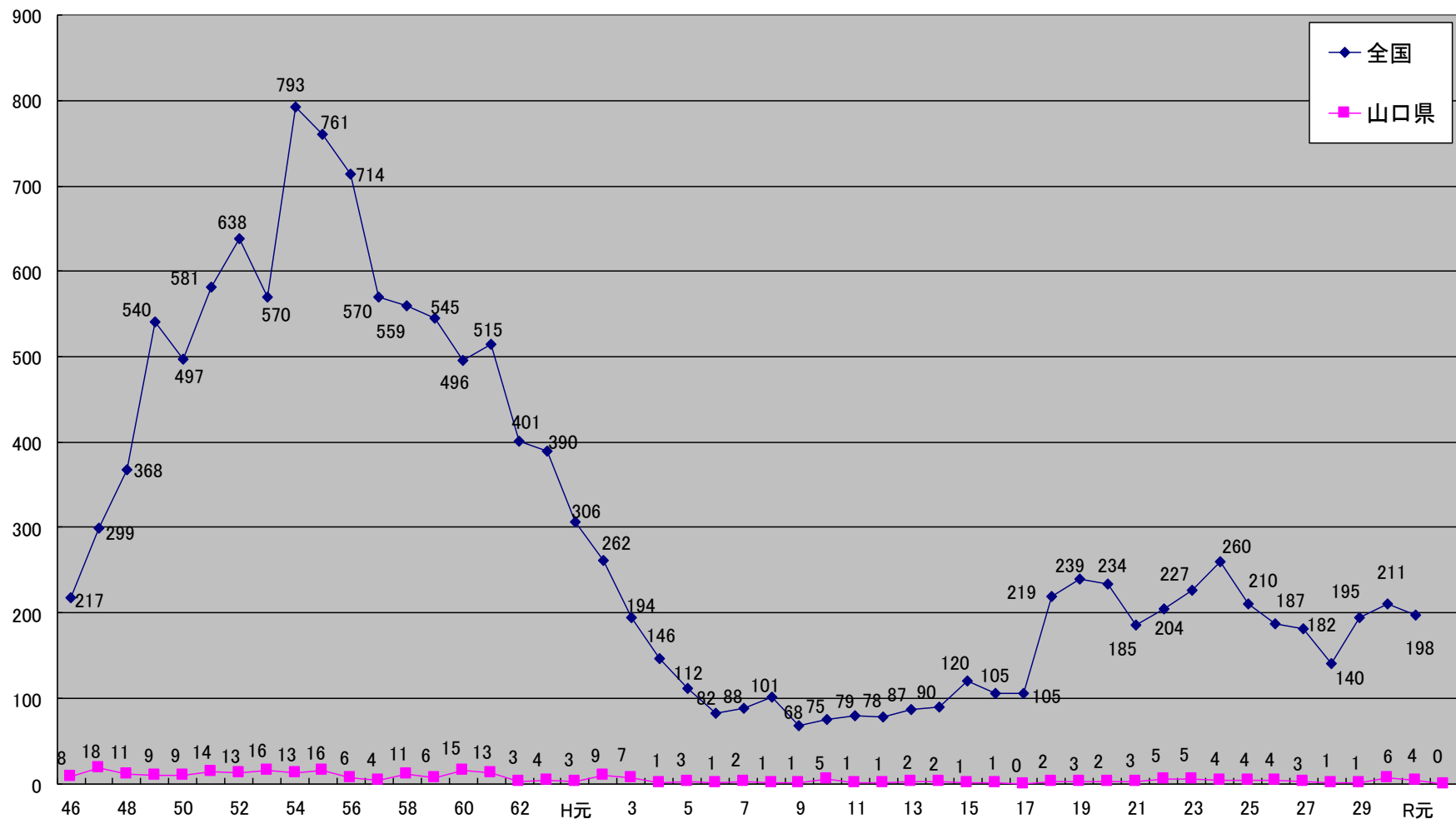
○2019年の事故は4件となり、高止まりの状況。

- ・他工事業者によるLPガス配管の損傷による漏えい 1件
- ・製造不良による中間ガス栓からの漏えい 1件
- ・経年劣化によるガスコード接続部からの漏えい 1件
- ・地盤沈下による配管からの漏えい 1件

○2020年については発生していない。

# 液化石油ガス法関係事故発生状況

喪失・盗難を除く



全 国：令和元年12月末現在  
山口県：令和2年8月末現在

# 山口県内液化石油ガス法関係事故発生状況

喪失・盗難を除く

区分	年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
漏えい		3	2	2	2	3	2	1	1	5	4	0
漏えい・爆発		1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0
火災		0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0
CO中毒		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酸欠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5	5	4	4	4	3	1	1	6	4	0

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
負傷者数	7	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年8月末現在

# 事故報告について

所有し、又は占有するLPガスについて事故が発生した場合は遅滞なく、  
県知事又は警察官に届け出なければならないとされています。

(高圧ガス保安法第63条)

## ○液化石油ガス事故の種類

事故種別	事故内容
漏えい	LPガスが漏えいしたもの ただし、接合部等からの微量の漏えい(接合部に石鹼水を塗布した場合に気泡が発生する程度は除く)
漏えい爆発	LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、または爆発による火災に至ったもの
漏えい火災	LPガスが漏えいしたことにより火災に至ったもの
中毒・酸欠	LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒からの排気ガスの漏えいにより一酸化炭素又は酸素欠乏の人的被害があったもの。
容器の喪失・盗難	LPガス容器の喪失又は盗難



# 事故報告について2

## ○LPガス事故に該当しない事故

- |   |
|---|
| ・自殺、故意、いたずら、盗難が原因による事故<br>例)いたずらでホースを外したことによりホース内のLPガスが漏えい                            |
| ・自然災害による事故<br>例)洪水・土砂崩れにより配管が破損し漏えいした場合など<br>ただし、保安対策が不十分の場合(容器の転倒防止措置不備等)はLPガス事故となる。 |
| ・カセットコンロおよびカセットコンロ用容器に係る事故  |
| ・LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具等の過熱、故障、燃焼器具の炎が燃え移ったことによる火災等                                  |
| ・その他、前述のLPガス事故に該当しない事故<br>例)自動車が飛び込んだ事故など   |



**判断に迷う場合は必ず県へ報告を！**

## 他工事業者によるLPガス配管の損傷による漏えい

発生日時	令和元年(2019年)8月9日(金) 午後1時15分頃
発生場所	周南市(一般住宅)
事故概要	<p>トタン屋根の張替作業中、作業者が誤って垂木の無い所へ釘を打ってしまったところ、ガス臭がしたため、すぐに容器のバルブを閉めた。</p> <p>連絡を受けたLPガス販売事業者が現地を確認したところ、フレキ配管に穴が開いていたため、当該部分を切除し再接続して復旧。</p> <p>一般消費者や当該工事業者から、販売事業者への事前連絡等はなかった。</p>
事故原因	トタン屋根張替作業の作業ミス
防止対策	施工前に、LPガス事業者と他工事事業者との間でガス設備の位置や作業上の注意事項等を十分確認した上で作業する。

## 製造不良による中間ガス栓からの漏えい

発生日時	令和元年(2019年)12月9日(月) 午前9時頃覚知
発生場所	周防大島町(一般住宅)
事故概要	<p>戸建て住宅の一般消費者からガスが出ないと通報があり、販売事業者が現地を確認したところ、容器(10kg×2本)が全て空になっていたため、容器交換を実施した。</p> <p>その後、LPガスの消費予測と大きく異なる消費量であったことから、現地の再調査を実施し、調整器とガスメーターの間にあるガス栓に割れがあることを発見した。</p> <p>なお、機器メーカーは、販売事業者に連絡し未使用品の回収を行っていたが、取付け時の気密試験で異常がなければその後の使用に問題はなく、措置は必要ないと説明していた。</p>
事故原因	ガス栓の製造不良
防止対策	他の一般消費者等の設備へ取付けた対象ロット品について、早急に設置場所を特定し、取替え等の対応を実施。

## 経年劣化によるガスコード接続部からの漏えい

発生日時	令和元年(2019年)12月12日(木) 午後5時22分頃
発生場所	山陽小野田市(小学校事務室)
事故概要	<p>小学校の事務室でガス未使用時にガス漏れ警報器が作動し、10～15秒で鳴り止んだ。連絡を受けた販売事業者が確認したところ、ガス漏れ警報器付近にある2口ヒューズコックとガスコードとの結合部分でガス検知器の反応があったため、ガスコードを交換した。</p> <p>なお、メーカー推奨交換期限7年のガスコードを9年間使用しており、また、当該ガスコードは床に転がされている状態であり、足での踏み付けや引っ掛けの恐れがある状態であった。</p>
事故原因	ガスコードの維持管理不完全
防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該ガスコードの接続は販売事業者が行い、ガス検知器により漏えいが無いことを確認しているが、今後は更に自記圧力計でも確認を行う。</li><li>・ 足での踏みつけ・引っ掛けによるガスコードの損傷の可能性がある場所では、床用プロテクターモール等の利用を一般消費者等に検討してもらい、設置まで確認する。</li><li>・ チラシ、検針票のメッセージ欄等を活用し、全ての一般消費者等に対してガスコード点検・交換の周知を行う。</li><li>・ メーカー推奨交換期限を経過している一般消費者等に対して点検を行うと共に、経年による劣化を説明し、早めの交換を促す。</li></ul>

## 地盤沈下による配管からの漏えい

発生日時	令和元年(2019年)12月26日(木) 午前10時10分頃覚知
発生場所	周南市(協同住宅)
事故概要	<p>ガス漏れ警報器の交換に訪れた販売所従業員がガスメーターに漏えい表示を確認し、調査したところ、埋設配管立ち上がり部からの漏えいを確認。配管の固定金具を外し、地盤沈下による負荷を開放したところ漏えいは停止した。その後、地盤沈下したコンクリート埋設部をはつりし、調査したところ、埋設配管エルボ部からの漏えいを確認。ジュート巻きにより補修した。</p> <p>なお、埋設配管施工(アパート新築)当時、犬走はコンクリートで施工されておらず、また、販売事業者(設備工事事業者)はコンクリートで施工されることを知らされていなかった。</p>
事故原因	地盤沈下による犬走の傾斜
防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 埋設配管周辺のコンクリートをはつり、犬走の傾斜による負荷が配管に掛からないようにした。</li><li>・ 供給管からの漏えいが検知できるよう、調整器を漏えい検知機能付きのものへ取替えた。</li><li>・ 同じ棟の他の一般消費者宅についても同様の対策を実施するとともに、他の一般消費者等について、地盤沈下が発生する恐れがないことを確認。</li></ul>

## 参考

### (高圧ガス保安法)アパート敷地内での容器転倒によるLPガス漏えい

発生日時	令和2年(2020年)5月1日(金) 午後3時37分
発生場所	岩国市(協同住宅敷地内)
事故概要	<p>アパートの50kgLPガス容器2本を交換するため、押し車にて50kg容器の1本目を貯蔵設備へ運搬中、アパート敷地内の10cm程度の段差を下りた衝撃で押し車の右車輪が外れたため、容器が落ち、キャップ部分を地面(アスファルト)に強打し、衝撃により容器のバルブが緩み液が噴出した。</p> <p>衝撃によりキャップが回らなくなったためバルブを閉められなかったが、時間経過によりガスの勢いが落ちたので、キャップの側面の穴から指を入れ、バルブを閉め漏えいを停止させた。</p> <p>容器を回収し計量した結果、漏えい量は23kgであった。</p>
事故原因	押し車の点検不良
防止対策	押し車の管理方法について、現実的に再発防止の効果が見込まれるような改善を行うよう指導した。

## CO中毒事故の発生状況(一般消費者事故)

### 全国のLPガスによるCO中毒事故発生状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
件数	8	10	8	4	3	6	9	3	7	0
死者	3	1	1	2	1	0	0	0	1	0
症者	16	32	37	4	4	14	29	5	16	0

### 最近の山口県のLP法に係るCO中毒事故概要

発生年月日	場所	事故概要
H21年6月2日	美祢市	修学旅行でホテルに滞在していた大阪の小学生・教諭等にCO中毒と思われる症状が発生し、 <b>22名が病院に搬送され、うち同行カメラマン1名が死亡した。</b> (21名は6月9日までに全員退院)
H22年11月29日	周南市	味噌づくりをしているグループ(8名)が、朝早くから調理室でLPガスコンロを使用して調理をしていたところ、7名が体調不良となり、内6名が救急搬送された。 <b>搬送された病院で一酸化炭素中毒と診断。</b>

※山口県はH22年11月以降発生していない

## 美祢市におけるCO中毒事故の概要

発生日時	平成21年(2009年)6月2日(火) 午後5時50分消防覚知
発生場所	美祢市(ホテル)
事故概要	修学旅行でホテルに滞在していた大阪の小学生・教諭等にCO中毒と思われる症状が発生し、 <u>22名が病院に搬送され、うち同行カメラマン1名が死亡した。</u> (21名は6月9日までに全員退院)
事故原因 ※経済産業省のCO中毒事故調査委員会 はH22.1.25にHPで次のように発表	<p>①LPガスを燃料とする給湯ボイラー(三浦工業株)UT-200NS(1998.12製造)、無圧式、LPG消費量233kW、強制排気)が<u>何らかの原因により不完全燃焼</u>し、30,000ppmを超える高濃度のCOが発生した。(ホテル3階で5000ppm超)</p> <p>②<u>排気筒の先端に金属製のフタ</u>がされていたことをホテルオーナーが承知していなかったため、高濃度のCOを含む<u>排気が正常に排出されなかった</u>ことが原因と推定される。(特異な事故であった。)</p>
防止対策 ※同上:具体的対策は今後検討	<p>①旅館ホテル等:自主チェックの継続、安全意識の維持、CO警報器の設置、設備安全情報の開示、講習会への参加</p> <p>②ボイラーメーカー:CO検出機能付き燃焼器の開発、ボイラー等メンテナンス契約締結の促進、CO警報器設置基準の策定</p> <p>③ガス事業者:周知活動の実施、講習会の開催</p> <p>④国:関係省庁と連携して周知稼働実施、CO検知付きボイラーの開発</p>



## 周南市におけるCO中毒事故の概要

発生日時	平成22年(2010年)11月29日(月) 午前10時56分頃
発生場所	周南市(協同組合)
事故概要	味噌づくりをしているグループ(8名)が、朝早くから調理室でLPガスコンロを使用して調理をしていたところ、7名が体調不良となり、内6名が救急搬送された。 <u>搬送された病院で一酸化炭素中毒と診断。</u>
事故原因	部屋の温度を下げたくないという理由から、 <u>窓を閉め切り、換気扇も回していなかった</u> ため、不完全燃焼してCO中毒になったものと推察される。 ※LPガスバーナーの燃焼状態(CO濃度測定も実施)に異常がないことは事故後に確認済み。
防止対策	当該事故は、 <u>LPガス法適用の消費者</u> の不注意によるものと考えられるが、LPガス法第27条及び同規則第38条に基づく、LPガス販売事業者による「災害防止のための周知」を適切に行い、事故の再発防止を図ることが必要である。 <u>[LPガス法の周知は供給開始時及び2年に1回(開放燃焼式瞬間湯沸器は1年に1回)]</u> また、業務用施設等をはじめとして、不完全燃焼防止機能付き燃焼器やCO警報器の設置を促進することも必要である。 → <u>H22.11.30:全LPガス販売事業者へ注意喚起</u>

## (高圧ガス保安法)阿武町におけるCO中毒事故の概要

発生日時	平成30年(2018年)9月8日(土) 午前4時過ぎ
発生場所	阿武町(萩焼窯元)
事故概要	夫婦で運営している萩焼窯で、萩焼の焼成中、2階で寝ていた奥様の気分が悪くなり、消防へ連絡し救急搬送。 <u>軽度のCO中毒と診断され、6日間入院した。</u>
事故原因	<p>窯の煙突開口部が2階の住居スペースに隣接しており、<u>開けていた窓からCOを含んだ煙が室内へ流入・滞留</u>したと推察される。</p> <p>※萩焼の焼成では、不完全燃焼を起こし、発生したCOによる還元反応で色付けを行う過程がある。</p>
防止対策	<p>①作業場及び2階住居スペースへのCO警報器の設置。</p> <p>②窯を焚いている間は2階へ上がらない。</p> <p>③販売事業者は他の全ての工業用顧客に対して、設備に問題が無い事を確認した。また、全ての工業用顧客に対してCO警報器の設置を進める。</p> <p>※当該事故は、<u>高圧ガス保安法適用の高圧ガス消費者</u>の不注意によるものと考えられるが、高圧ガス保安法第20条の5に基づく、高圧ガス販売業者による「災害防止のための周知」を適切に行い、事故の再発防止を図ることが必要である。<u>(高圧ガス保安法の周知は1年に1回)</u></p>

## (1) LPガス燃焼器の注意事項

①LPガスを安全に燃焼させるためには、十分な給気と排気が必要

→十分な給気と排気ができるように設置し、使用時には必ず換気

※消費者に対して、給気・排気の必要性を注意喚起

②閉めきった部屋や厨房の中で換気扇を使用すると室内の圧力が低下、この状態で自然排気式燃焼器を同時使用すると、排気が室内に逆流してCO中毒が発生することがある。

→自然排気式燃焼器は、屋外式のものに、又は専用ボイラー室に設置

③LPガス燃焼器の不調や故障でもCO中毒が発生する。

→燃焼器の燃焼状態に異常はないか必ず確認(燃焼器の清掃も必要)

→CO濃度を測定することも有効

※H21. 6の緊急査察でも高濃度のCOを検知した事例あり

## (2) LPガス燃焼器の排気筒・排気フードの注意事項

### ①排気筒や排気フードに詰まりや排気の妨げがあるとCO中毒が発生

※H21. 6. 2:美祢市秋芳町のCO中毒事故(1名死亡・21名軽傷)

→排気筒・排気フードが閉そくされていないか、先端が排気の妨げにならない位置にあるか確認。(LPガス法の排気筒の基準を遵守)

### ②排気筒や排気フードに亀裂や接続不良があると、排気が室内に侵入・充満してCO中毒が発生

※H5. 3. 24:下関市菊川のCO中毒事故(2名重症)

→排気筒・排気フードに、亀裂や接続不良がないかを十分に確認  
点検ができない天井裏や壁の中に排気筒を設置することは避ける。

※一定規模以上のふろがま・湯沸器及びこれらの排気筒の設置工事・変更工事は、液化石油ガス設備士等の資格者が監督し、所定の表示をしなければならない。(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)

### (3) 不完全燃焼防止装置付燃焼器やCO検知器の設置促進

近年、業務用施設においてCO中毒事故が多発している。建物の気密性が高いことに加えて、不完全燃焼防止機能のない燃焼器の長時間使用と換気(給気・排気)不良が原因として指摘されている。

→不完全燃焼防止装置付燃焼器の設置や、CO検知器の設置促進

### (4) LPガス供給設備・消費設備の確実な点検調査

LPガス販売事業者・保安機関は、LPガス法で定める供給設備・消費設備の供給開始時点検調査・定期点検調査等を確実に実施し、消費設備に異常があれば消費者に「改善すべき事項及び改善しなかった場合に生じる結果」を通知しなければならない。(LPガス法第27条第1項第2号)また、燃焼器の燃焼状態の確認の際、可能な限りCO濃度測定を実施する。

※LPガス販売事業者・保安機関が行う、LPガス設備の点検調査の記録は、LPガス法で定める帳簿に該当する。必要項目の点検漏れがないよう確実な点検調査を実施し、誤記入・燃焼器のデータ記載漏れ等に注意を

※LPガス販売事業者・保安機関が行う、LPガス設備の点検調査・周知方法は、経済産業省、高圧ガス保安協会作成の「保安業務ガイド(点検・調査)」、「CO中毒事故を防止するために」、「保安業務ガイド(周知)」等を参照

## 参考

### CO濃度と人体への影響

空気中のCO濃度	吸入時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% (400ppm)	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分間で頭痛・めまい・吐き気・けいれん、2時間で失神
0.16% (1600ppm)	20分間で頭痛・めまい・吐き気、2時間で死亡
<b>0.32% (3200ppm)</b>	<b>5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡</b>
<b>0.64% (6400ppm)</b>	<b>1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡</b>
<b>1.28% (12800ppm)</b>	<b>1～3分間で死亡</b>

※LPガス安全委員会ホームページから引用

<http://www.lpg.or.jp/safety/safety04.html>

# 参考：最近の法令改正について(1)

1. ゴールド保安認定制度のための法改正  
(平成28年3月22日公布、平成28年4月1日施行)
2. ガス事業法との規制の整合化に向けたLP法関係通達の改正  
(平成28年6月8日施行)
3. ガス事業法との規制の整合化に向けたLP法施行規則の改正  
(平成28年6月23日公布、平成29年4月1日施行)
4. LP法関係通達の改正  
(平成28年12月27日施行)
5. 料金透明化等に関するLP法施行規則及び関係通達の改正  
(平成29年2月22日公布、平成29年6月1日施行)
6. ガス事業法との規制の整合化等に関するLP法施行規則の改正  
(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)

## 参考：最近の法令改正について(2)

7. 技術上の基準の性能規定化に関するLP法施行規則等の改正  
(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)
8. 耐震設計基準の性能規定化に関するLP法施行規則の改正等  
(平成30年11月14日公布、令和元年9月1日施行)
9. 充てん設備の保安検査の基準日及び猶予期間に関するLP法施行規則の改正等  
(平成30年11月19日公布、平成30年12月1日施行)
10. LPガス容器の充てん期限表示方法の見直しに関するLP法関係通達の改正  
(平成31年3月15日公布、令和元年5月1日施行)
11. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等  
(令和2年1月21日公布・施行 他)
12. 新型コロナ関係  
(令和2年4月10日公布・施行 他)



# 1. ゴールド保安認定制度のための法令改正

改正の経緯：H28.3.22公布、H28.4.1施行

## ①認定の緩和・細分化

認定基準を細分化し、「第一号認定(ゴールド認定)」と「第二号認定(シルバー認定)」による2段階の認定制度とした。「第一号認定」の要件は、現行と同様に認定対象消費者割合が「70%以上」であることとし、「第二号認定」は「50%以上」を要件とした。

### (規則第46条第2項の新設等)

また、認定の特例として、「第一号認定」は、現行と同様に、①業務主任者の選任基準の緩和、②緊急時対応の要件の緩和、③点検・調査の一部頻度の緩和の全てを付与することとし、「第二号認定」は、②緊急時対応の要件の緩和を付与することとなった。

### (規則第50条の2の新設)

## ②「インセンティブ規制」の強化

「第一号認定」は、認定対象消費者がCO対策を講じている場合に、当該消費者については①緊急時対応の緩和を「40km」から「60km」とし、②点検・調査頻度を、「4年に1回以上」から「5年に1回以上」に緩和することとされた。(規則第50条第3項の新設等)

## ③認定基準に係る猶予期間の設定

認定LPガス販売事業者が合併など事業承継を行うことにより、認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から1年間の猶予期間を設けることとなった。(規則第46条の改正)

## 2. ガス事業法との規制の整合化に向けた LP法関係通達の改正

改正の経緯：H28.6.8施行

### ①消費設備の調査時に不在が続く場合の対応

調査に係る訪問時に、調査または再調査のため三回以上訪問したが不在であって連絡票を入れたにもかかわらず、所有者または占有者から連絡等がない場合は、対面で調査を拒否された場合と同様の取り扱いとしても良いとされた。

ただし、調査の日時を事前連絡したり、訪問の曜日を変えるなど、訪問時に不在である確率を減らすようにするよう努力することが求められている。

**(法第34条解釈通達)**

なお、この規定は消費設備の調査が対象である。これは消費設備の管理責任が消費者側にあるためで、供給設備の点検については事業者側に責任があるため「不在」の処理はできないとされている。

**(法令改正時パブリックコメント回答)**

## **② 他の液化石油ガス販売事業者の一般消費者等を承継した際の対応**

液化石油ガス販売事業者が、ほかの液化石油ガス販売事業者の全部、または一部を承継した場合は、承継した一般消費者等の「供給開始時」にはあたらないとする規定が追加された。

**(規則第36,37,38条関係通達)**

## **③ 規則132条報告の様式の変更**

供給設備の点検、消費設備の調査を拒否された数(拒否数)を記載する欄が追加されたほか、消費設備の調査または再調査のために、3回目以上訪問したが、不在で調査または再調査が実施できない数(不在数)を記載する欄などが追加された。**(規則第132条解釈通達)**

### 3. ガス事業法との規制の整合化に向けた LP法施行規則の改正

改正の経緯 (H28.6.23公布、H29.4.1施行)

#### ①点検・調査・周知の基準日の考え方

点検・調査・周知について、前回の実施日から、それぞれの規定に定める期間を経過した日(基準日という)前四ヶ月以内に実施した場合、基準日に実施したものとみなす規定が追加された。(規則第36,37,38条)

(例) H28.4.1に供給開始時点検・調査を実施した場合4月1日を基準日とし、4年に1回以上の定期点検・調査は、H31.12.2からH32.4.1までに行う。



※高圧ガス保安協会編 保安業務ガイドより抜粋

## ②調査時に技術上の基準に適合しなかった場合の措置について

消費設備の調査時に技術上の基準に適合しなかった場合、一般消費者等に対し、法27条第1号に基づく通知をしたあと、「1月を経過し、6月を経過しない期間内に当該通知に係る調査を行う」(改善されていない場合は再度調査)とされていた。

今回の改正により、「1か月を経過した日以降5月以内に再度の調査を行い、改善されていなければその後は1年に1回以上、技術上の基準に適合するためにとるべき措置と取らなかった場合に生ずるべき結果を所有者又は占有者に通知すること。」とされた。

### (規則第37条の改正)

## ③電磁的方法を用いた周知について

一般消費者等からの同意を得れば、電磁的方法(電子メール、ホームページからのダウンロード、メディアの配布)による周知を可能とする規定が追加された。

### (規則第38条の2～4の新設)

※当該方法で周知を行う場合、保安業務規程の変更が必要となる場合があるため、十分留意すること。

## ④消費設備の技術上の基準について

自然排気式の燃焼器の排気筒および屋内設置で密閉式のガス湯沸かし器・ガスふろがまの排気筒について、燃焼器出口の排気ガスの温度が100℃以下であれば当該排気筒の天井裏・床裏等にある部分が、金属以外の不燃性の材料で覆われていなくてもよいとされた。(規則第44条の改正)

# 4. LP法関係通達の改正

改正の経緯:H28.12.27施行

## ①規則132条報告の様式の変更

周知を実施した数について、書面によるものと、電磁的方法(電子メール、ホームページからのダウンロード、メディアの配布等)の数を記載する欄が追加された。(規則第132条解釈通達)

## ②周知について

一般消費者等が三又を知らない場合に、「現物を呈示すること等により、」とされていたものが「図面、写真又は現物を～」という表記に改正された。

(規則第27条解釈通達)

その他、細かな修正有。

様式2

保安業務実施状況報告

年 月 日

様

氏名(法人名) \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 認定番号 \_\_\_\_\_

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況(複数の事業所を有する場合は、「別紙のとおり」とし別紙を添付のこと。)

事業所の名称 \_\_\_\_\_  
 事業所の所在地 \_\_\_\_\_  
 保安業務資格者の数: \_\_\_\_\_人(法定必要人数: \_\_\_\_\_人)

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち再調査 戸( 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸)
4. 定期消費設備調査	戸	戸( 戸)	当年調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) 拒否数 戸( 戸) 不在数 戸( 戸) 当年再調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) 拒否数 戸( 戸) 不在数 戸( 戸)
5. 周 知	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち書面配布 戸( 戸) 電子メール 戸( 戸) ファイル記録 戸( 戸) 記録媒体 戸( 戸)
6. 緊急時対応	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸( 戸)	戸( 戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。  
 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。  
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 5. 料金透明化等に関するLP法施行規則及び 関係通達の改正

改正の経緯（H29.2.22公布、H29.6.1施行）

## ①ガス料金等の算定根拠の通知

一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、一般消費者等にその算定根拠を通知することされた。（規則第16条）

なお、通知する算定根拠には、液石法第14条で定める交付書面に記載されている「価格の算定の基礎となる項目」等に従って記載し、一般消費者等への通知は原則として書面により行うこととされている。

（規則第16条関係通達）

## ②14条書面の料金の算定根拠の明示の考え方

液化石油ガス販売事業者が賃貸型集合住宅等で自己の費用負担により空調設備等を設置し、その設置費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、液石法第14条で定める交付書面に記載する「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で記載する必要がある。（規則第13条関係通達）

### **③LPガス販売契約終了時のルール化**

一般消費者等が液化石油ガスの供給を受ける液化石油ガス販売事業者を変更する際の、供給設備の撤去を巡るトラブルを防止するため、液石法施行規則第16条第15号の3及び第16号の解釈等を明確化した。

なお、この改正により、施行規則第16条第15号の3“一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと”における“相当期間”は「一週間」という期間のみではなく、「設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断すること」とされた。

**(規則第16条関係通達)**



## 6. ガス事業法との規制の整合化等に関する LP法施行規則の改正

改正の経緯：H29.3.31公布、H29.4.1施行

### ①埋設管に係る供給設備の点検、消費設備の調査の頻度について

地盤面下に埋設した白ガス管（亜鉛めっきを施した供給管・配管で防しよくテープを施したものを含む）であって、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものについては、「1年に1回以上」の点検頻度が必要な設備から除くこととされた。（規則第36,37条の改正）

### ②充てん設備に係る軽微な変更について

充てん設備の変更について、認定品への取替えであって処理能力の変更を伴わないものを軽微な変更とした（規則第66条の改正）

### ③バルク貯槽と保安物件との距離について

貯蔵能力10,000kg以上のバルク貯槽について、保安物件との離隔距離を設けることとした。

（規則第54条の改正）

## 7. 技術上の基準の性能規定化に関する LP法施行規則等の改正

改正の経緯：H29.3.31公布、H29.4.1施行(告示はH29.3.31施行)

### ①供給設備の技術上の基準、消費設備の技術上の基準

告示に定められているガスメーター、硬質管等の規定について、所要の見直しを行い、例示基準化され、告示については廃止された。また、既に製造等が確認されていない器具に関する規格についても廃止された。

(液化石油ガス法施行規則第18,44条の改正、  
供給・消費・特定供給設備告示第7,8条の削除、例示基準44、45の新設)

## ②圧力計の設置等について

告示に定める圧力計、バネ式安全弁の基準について、見直しを行ったうえで例示基準化された。

(供給・消費・特定供給設備告示第2条、バルク告示第3条の改正、例示基準43、46の新設)

## ③末端ガス栓と燃焼器の接続方法について

末端ガス栓と燃焼器の接続に用いる管等の具体的な組み合わせ等を示すため、所要の改正が行われた。

(供給・消費・特定供給設備告示第10条、および関係通達)

## ④最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器について

高圧ガス保安協会規格(KHKS0738LPガス設備設置基準及び取扱要領Ⅱ・設計編第5章)が新たに例示基準化された。

(例示基準27の改正)

## 8. 耐震設計基準の性能規定化に関する LP法施行規則の改正等

改正の経緯：H30.11.14公布、R1.9.1施行

### 耐震設計基準の性能規定化

個々の地域・地点ごとに予想される地震動の評価や、最新の評価方法に基づく高圧ガス設備の耐震設計を行いやすくするため、耐震設計基準が性能規定化された。

(液化石油ガス法施行規則第53,54条・別表第2,3の改正、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について」の制定)

## 9. 充てん設備の保安検査の基準日及び猶予期間に関するLP法施行規則の改正等

改正の経緯：H30.11.19公布、H30.12.1施行

### 基準日及び猶予期間について

前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備は、完成検査）を受けた日から1年を経過した日を基準日とし、基準日の前後一月以内に保安検査を受けた場合、基準日に保安検査を受けたものとみなされることとなった。（規則第81,82条、様式第44～46の改正）

※高圧ガス保安法の移動式製造設備についても同様に改正済み。

その他、細かな修正有。

## 10. LPガス容器の充てん期限表示方法の見直しに関するLP法関係通達の改正

改正の経緯：H31.3.15制定、R1.5.1施行

### 充てん容器に明示すべき事項について

供給管若しくは配管又は集合装置に接続する充てん容器に明示する事項について、年については西暦4桁とすることとなった。

(規則第16条解釈通達の改正)

※令和元年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

その他、細かな修正有。

## 11. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等①

### 改正の経緯(R1.5.31公布、9月以内に施行)

#### 書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

法第14条書面及び保安業務の委託契約を締結するときの書面を、電磁的方法により提供することが可能となった。

(法第14条改正、法第28条の改正)

### 改正の経緯(R1.12.13公布、R1.12.16施行)

#### 書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等

法第14条書面を電磁的方法により提供する場合に、あらかじめ相手方に対し承諾を得なければならないこととされた。

なお、保安業務の委託契約を締結するときの書面の提供(法第28条第2項)についても準用される。

(施行令第5条の改正)

## 11. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等②

### 改正の経緯(R2.1.21公布、施行)

#### 書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法等

法第14条書面及び保安業務の委託契約を締結するときの書面を電磁的方法により提供する場合の、方法等が定められた。

(規則第13条の改正、第13条の2の新設、第13条の3の新設、規則第28条の改正、第28条の2の新設、第28条の3の新設)

#### 留意事項

##### 法第14条書面

特定商取引法上において**通信販売としての販売契約**に沿っている必要がある。

##### 保安業務の委託契約を締結するときの書面

契約の相手方が信用する第三者より**電子署名証明を発行する等**の手続きが必要



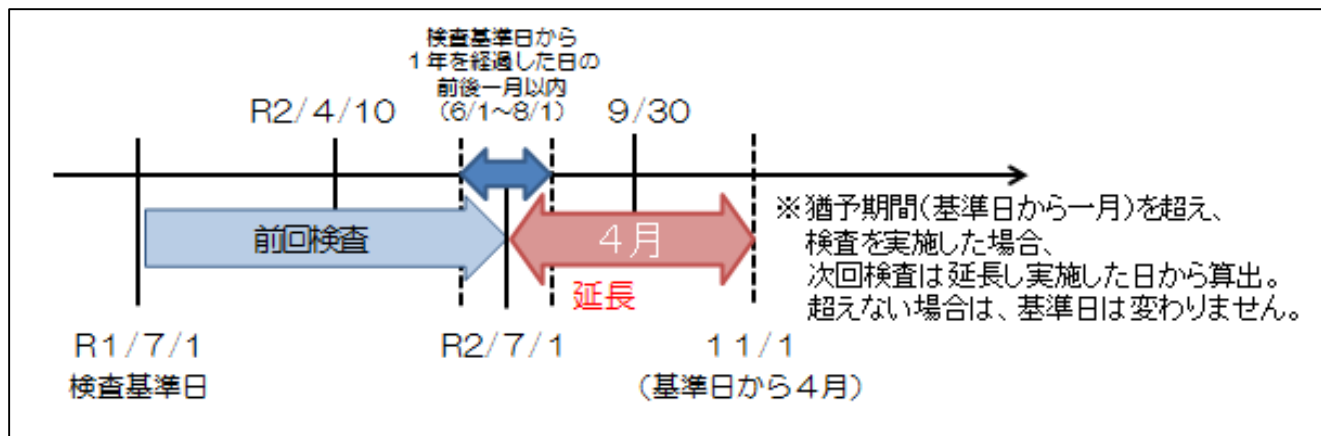
## 12. 新型コロナ関係①

### 保安検査期限の延長(参照条文:規則第81条)

液化石油ガス法上の保安検査は、定期に受検することが義務付けられていますが、前回の保安検査日(基準日)から、定期に受検しなければならない期間が令和2年4月10日～同年9月30日の間にある場合には、当該期間を四月延長することが可能です。

なお、延長措置は、基準日から算出される期間が四月延長されるものであり、当該期間内に検査を完了する必要があることに留意してください。

また、基準日から一月を超え、検査を実施した場合の次回の検査は、延長した日から算出することとなります。(通常の猶予期間(前後一月以内)に検査を実施又は受検した場合は、基準日に受けたものとみなされます。)

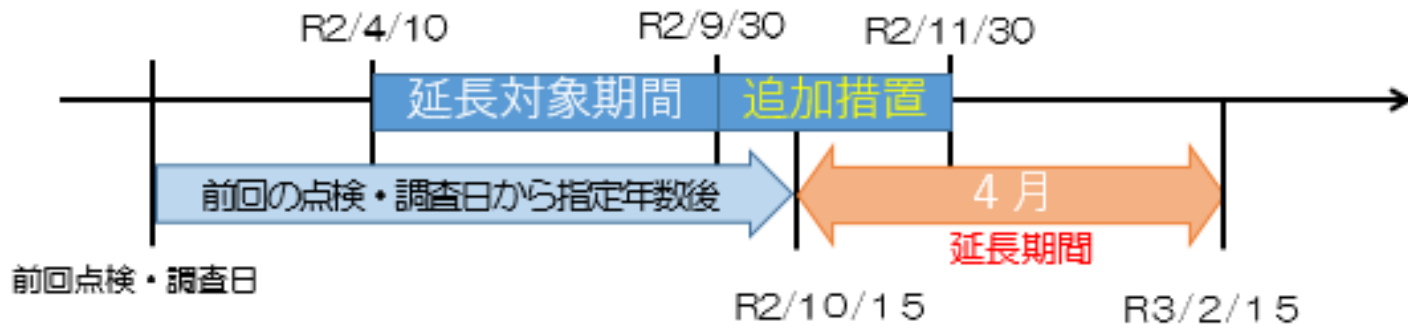


## 12. 新型コロナ関係②

### 定期点検・調査等の期限の延長(参照条文:規則第36条、第37条、第38の2)

液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等に対して定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知を定期的に実施することが義務付けられていますが、定期的を実施しなければならない期間が令和2年4月10日～同年9月30日の間にある場合には、当該期間を四月延長することが可能です。また、延長先の点検・調査業務過多を回避するための措置として4カ月延長を可能とする対象期間が令和2年10月1日から同年11月30日までとなりました。

例) 令和2年10月15日に点検・調査期限が到来する場合



## 12. 新型コロナ関係③

### 販売事業者等の報告期限の延長(参照条文:規則第48条、第132条)

認定液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における状況等の報告が義務付けられていますが、当該期限が令和2年4月10日～同年6月30日の間にある場合には、当該期間を四月延長することが可能です。

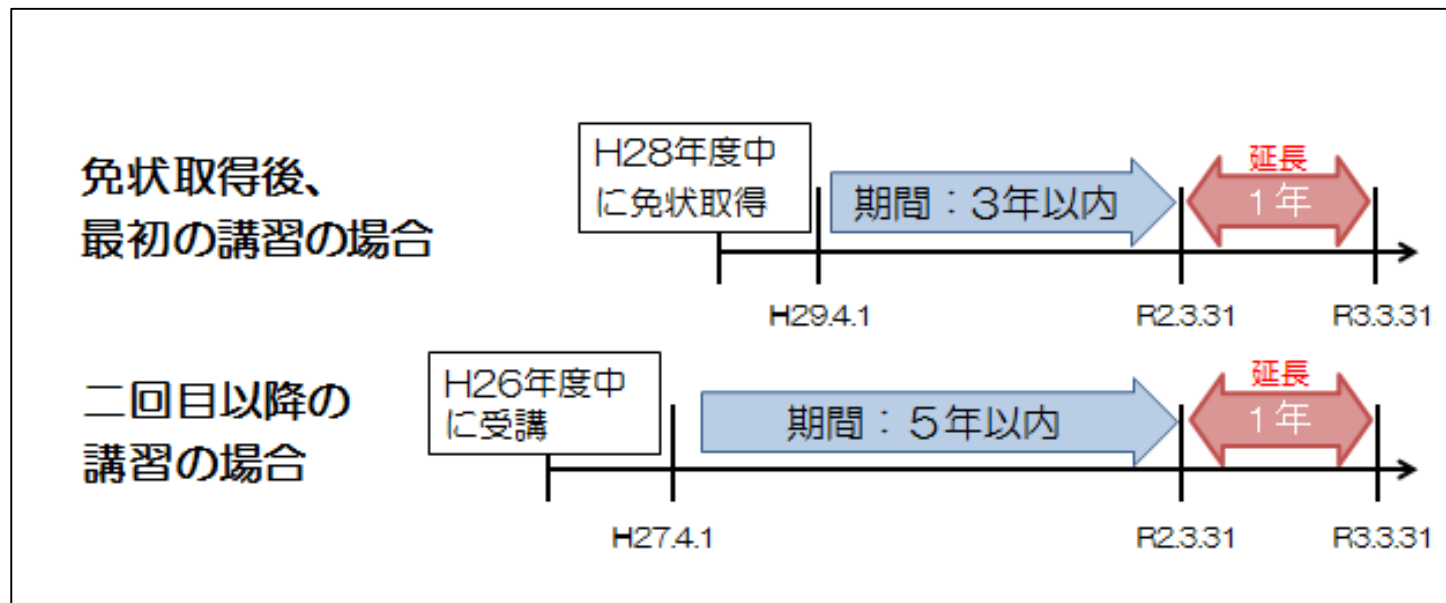
### 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長(参照条文:認定販売事業者告示第5条)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ガスメーターの期限管理においては令和2年4月から同年7月までに管理期間が終了するものについて6カ月、またその他の保安確保機器の期限管理においては令和2年4月から同年11月までに管理期間が終了するものについて4カ月それぞれ延長することが可能です。

## 12. 新型コロナ関係④(業務主任者)

業務主任者等の講習受講期限の延長(参照条文:規則第23条、第72条第2項~第4項、第109条)

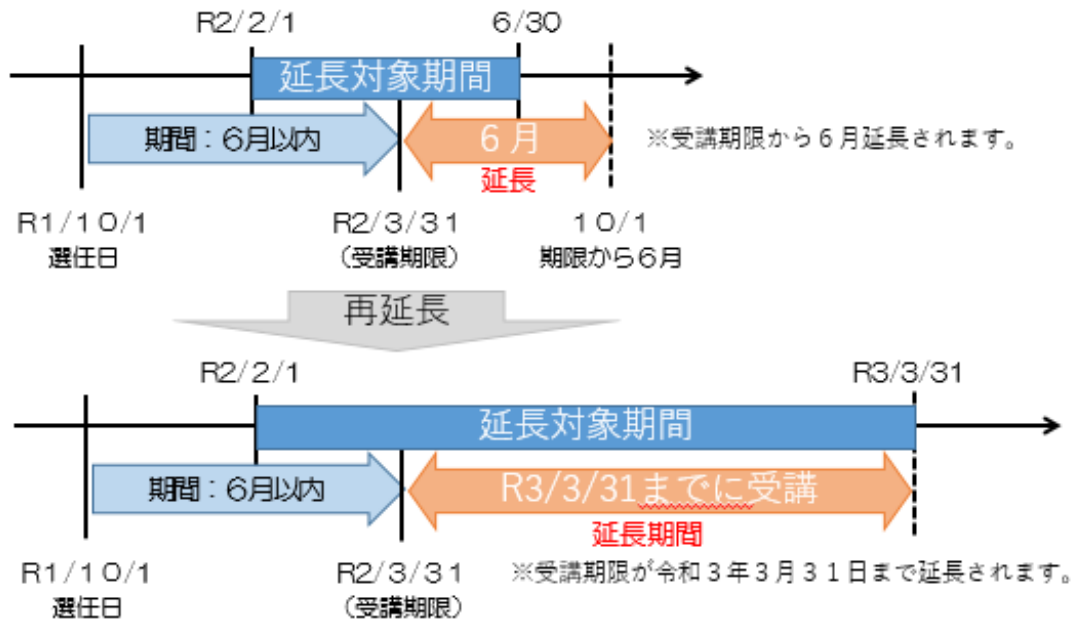
(1) 免状取得後の講習(初回:取得翌年度から3年以内、2回目以降:前回講習受講翌年度から5年以内)の受講期限が令和2年3月31日に終了した場合にあっては、当該期間を1年間延長



## 12. 新型コロナ関係⑤（業務主任者）

(2) 業務主任者に選任した日に、講習期間が経過している場合又は期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合の受講期限(選任日から六月以内)が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に期間が終了する場合には、令和3年3月31日まで当該期間を延長

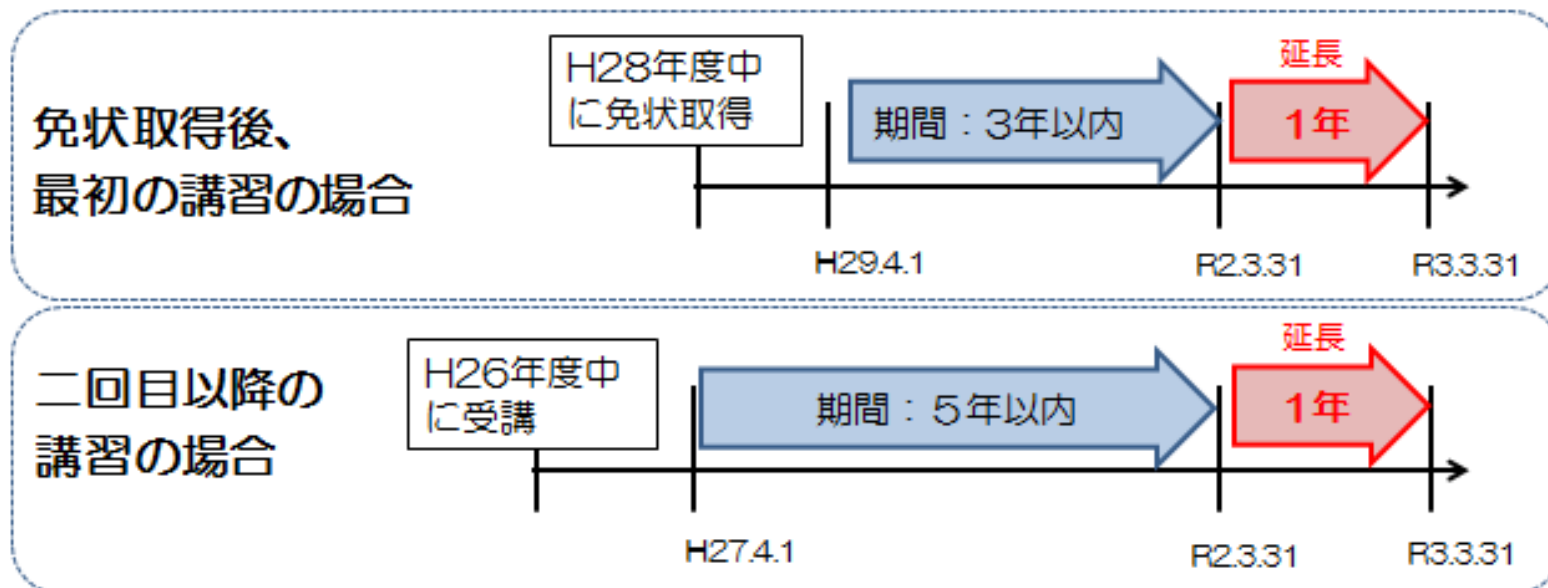
例) 令和元年10月1日に選任された場合  
(選任後6月以内の受講が必要な者)



## 12. 新型コロナ関係⑥（充てん作業員、液化石油ガス設備士）

業務主任者等の講習受講期限の延長（参照条文：規則第23条、第72条第2項～第4項、第109条）

免状取得後の講習（初回：取得翌年度から3年以内、2回目以降：前回講習受講翌年度から5年以内）の受講期限が令和2年3月31日に終了した場合にあっては、当該期間を1年間延長



参照条文：液石法施行規則 第74条第2項～第4項、第109条

## 留意事項

**新型コロナ関係の改正は他にもありますが、状況は流動的です。**

**経済産業省や高圧ガス保安協会のHP等で常に最新の情報を入手してください。(県消防保安課のHPにも概要を掲載中)**